

災害救助法が適用された地域において被害を受けられた皆様へ

令和5年8月16日  
株式会社Emyii少額短期保険

令和5年台風第7号による災害により、被害を受けられました皆さまに心よりお見舞い申し上げます。弊社では、災害救助法が適用された地域の被災者のご契約について、以下の特別措置を実施しております。

「継続契約の締結手続き」ならびに「保険料のお支払い」につきまして、一定期間の猶予措置を設けるなどの特別措置を実施いたします。

これらの措置の適用をご希望されるご契約者様は、下記の担当窓口までお問い合わせ下さい。

担当窓口 : 0120-953-827

受付時間 : 月～金 午前9時半～午後5時 但し、土・日・祝日・年末年始休業期間を除く

事故受付 : 0120-956-834

受付時間 : 24時間365日対応

※株式会社あそしあ少額短期保険との共同保険のため、  
連絡は株式会社あそしあ少額短期保険のフリーコールにて承ります。

今回、災害救助法が適用された地域は次のとおりです。

都道府県	法適用日	災害救助法適用市町村
京都府	8月14日	福知山市（ふくちやまし） 舞鶴市（まいづるし） 綾部市（あやべし）
兵庫県	8月15日	美方郡香美町（みかたぐんかみちょう）
鳥取県		鳥取市（とっとりし） 八頭郡八頭町（やずぐんやずちょう） 東伯郡三朝町（とうはくぐんみささちょう）

以上